

議案第 8 4 号

安中市旅費支給条例の制定について

安中市旅費支給条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市旅費支給条例

安中市旅費支給条例（平成18年安中市条例第52号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 市が職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 出張 職員が公務のため一時その在勤地（常時勤務する在勤地のない場合又は市長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- （2） 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- （3） 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （4） 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- （5） 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- （6） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを第4条に規定する

旅行命令等により旅行する者（以下「旅行者」という。）に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

- （7） 市長等 安中市長等の給与に関する条例（平成 18 年安中市条例第 44 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる職員及び市長が別に定めるこれらに相当する職務にある者をいう。

（旅費の支給）

第 3 条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対して旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げるものに対して旅費を支給する。

- （1） 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

- （2） 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第 1 号の規定に該当する場合において、地方公務員法第 16 条各号若しくは第 29 条第 1 項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、同項に規定する旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する。

5 第 1 項、第 2 項及び前項に該当する場合を除くほか、市費を支給して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給することができる。

6 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる

者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、それぞれ当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第4項及び同条第5項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電話、電信、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この項において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項を記載するいとまがない場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該事項を記載しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命

令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、第2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして前条で定める種目及び第10条から第19条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項並びに第2項及び第3項に規定する期間は、規則で定める。

（証人等の旅費）

第9条 第3条第4項又は同条第5項の規定により支給する旅費については、この条例の規定を基準とする。ただし、特別な事情がある場合においては市長がその都度定める。

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 運賃
- （2） 急行料金
- （3） 寝台料金

- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、公務上必要な場合として市長が認める場合は、この限りではない。

（船賃）

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、公務上必要な場合として市長が認める場合は、この限りではない。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、公務上必要な場合として市長が認める場合は、この限りではない。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運用する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項各号のほか、公務のため旅行者又はその家族が所有する自家用の自動車を使用して旅行した場合は、自家用の自動車を使用した全旅程を通算し（1キロメートル未満の距離は切り捨てる。）、1キロメートルにつき37円の定額とする。

3 前項の規定は市長が別に定めた条件を満たす自家用の自動車でかつ事前に市長の承認を得ている場合に限り支給する。

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊施設に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、

その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号及び同項第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定

めるものとする。

（遺族の旅費）

第 2 1 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（外国旅行の旅費）

第 2 2 条 職員が外国旅行をした場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の規定を基準として、市長がその都度定める。

（旅費の支給額の上限）

第 2 3 条 鉄道賃、船賃、航空賃及び第 1 3 条第 1 項に規定するその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 1 0 条第 1 項各号、第 1 1 条第 1 項各号、第 1 2 条第 1 項各号及び第 1 3 条第 1 項各号に掲げる費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転手当（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 7 条、第 1 4 条及び第 1 7 条から第 1 9 条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第 2 4 条 任命権者は、旅行者が市長以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

3 任命権者は、旅行者が市長等に随行して旅行した場合において、公務遂行上必要と認める場合は、当該旅行者に対して市長等と同額の旅費を支給することができる。

第 25 条 庁用自動車のみを使用した宿泊を要しない旅行については、旅費を支給しない。

(旅費の特例)

第 26 条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 3 項又は同法第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定により旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第 15 条第 3 項又は同法第 64 条の規定により算出した旅費又は費用に満たないときは、これらの旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第 27 条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で別に定める。

(市長の監督)

第 28 条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、各旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(委任)

第 29 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の安中市旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の安中市旅費支給条例（以下「旧条例」という。）第3条第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第7条に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第3条第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第7条に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

第3条 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合については、なお従前の例による。

第4条 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用する。

第5条 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（規則への委任）

第6条 前4条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な経過措置は、規則で定める。

（安中市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第7条 安中市固定資産評価審査委員会条例（平成18年安中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条中「安中市旅費支給条例（平成18年安中市条例第52号）」を「安中市旅費支給条例（令和7年安中市条例第●号）」に改める。

（議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第8条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年安中市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「支給する旅費の額は、別表のとおりとする」を「支給する旅費の

額、支給方法等については、安中市旅費支給条例（令和 7 年安中市条例第●号）第 2 条第 7 号に規定する市長等の例による」に改め、同条第 3 項を削る。

別表を削る。

（安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 9 条 安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年安中市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「別表 2 のとおりとする」を「安中市旅費支給条例（令和 7 年安中市条例第●号）第 2 条第 7 号に規定する市長等以外の職員の例による」に改め、同条第 3 項を削る。

別表第 2 を削る。

（安中市教育研究所条例の一部改正）

第 10 条 安中市教育研究所条例（平成 18 年安中市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「安中市旅費支給条例（平成 18 年安中市条例第 52 号）別表第 1」を「安中市旅費支給条例（令和 7 年安中市条例第●号）」に改める。

（安中市文化財保護条例の一部改正）

第 11 条 安中市文化財保護条例（平成 18 年安中市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条―第 18 条」を「第 16 条・第 17 条」に、「第 19 条」を「第 18 条」に改める。

第 18 条を削り、第 4 章中第 19 条を第 18 条とする。

（安中市企業職員旅費支給条例の一部改正）

第 12 条 安中市企業職員旅費支給条例（平成 18 年安中市条例第 190 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「安中市旅費支給条例（平成 18 年安中市条例第 52 号）」を「安中市旅費支給条例（令和 7 年安中市条例第●号）」に改める。

（安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例の一部改正）

第 13 条 安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例（平成 18 年安中市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「安中市旅費支給条例（平成18年安中市条例第52号）」を「安中市旅費支給条例（令和7年安中市条例第●号）」に改める。

（安中市議会事務局設置条例の一部改正）

第14条 安中市議会事務局設置条例（平成18年安中市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第5条中「安中市旅費支給条例（平成18年安中市条例第52号）」を「安中市旅費支給条例（令和7年安中市条例第●号）」に改める。